

二戸労働基準監督署発表
令和7年3月10日(月)

【照会先】二戸労働基準監督署
署長 唐崎 勝
○監督・安衛課長 臺野 洋之
(電話 0195-23-4131)

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～ 伐木作業における危険防止措置を怠った疑い ～

二戸労働基準監督署（署長 唐崎 勝）は、本日、法人及び同社の現場責任者を、労働安全衛生法違反の疑いで、盛岡地方検察庁二戸支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年7月3日、岩手県九戸郡軽米町内の山林において、労働者に立木の伐倒作業を行わせるに当たり、あらかじめ定めた伐倒時の合図を行わず、他の労働者が避難したことを確認させないまま伐倒させた疑い。

1 被疑者

- (1) 有限会社谷地林業（法人）
所在地：岩手県久慈市山形町
事業内容：林業、木材チップ等製造業等
- (2) 被疑者A（現場責任者）

2 違反条文

被疑者有限会社谷地林業、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反
同法 第21条第1項（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第479条第2項（伐倒の合図）
同法 第119条第1号（罰則）
同法 第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和6年7月3日、岩手県九戸郡軽米町の立木皆伐作業現場において、労働者 ほか1名がチェーンソーを用いて立木の伐倒作業を行っていたところ、伐倒木が作業箇所付近を通過していた労働者Yに激突し、死亡するに至る労働災害が発生したものの。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、事業者は、伐木の作業を行う場合においては、あらかじめ定めた伐倒についての合図を労働者に行わせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ伐倒させてはならないと定められていますが、その措置を怠った疑いがあるものです。

【参照条文】

○労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抄）

第 21 条（事業者の講ずべき措置等）

- 1 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2（略）

第 119 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第二十五条まで・・・の規定に違反した者
- 二～四（略）

第 122 条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（抄）

第 479 条（伐倒の合図）

- 1 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。
- 2 事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者（以下この条及び第 481 条第 2 項において「他の労働者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。
- 3（略）